

## 事業評価書（事前）

事務事業名		都道府県・指定都市・中核市指導監督員研修会
事務事業の概要	(1)目的	社会福祉法人や老人福祉施設等に対する許可、指導監督方針等、指導監督にある職員として実務に必要な知識・技術の修得を図ることを目的とする。
	(2)内容	生活保護担当 社会福祉・老人福祉施設・有料老人ホーム指導担当 社会福祉法人・児童福祉施設・障害者福祉施設担当 障害者福祉担当 老人福祉指導担当に対する研修を行う。
	(3)達成目標	予算額(案) 3百万円 各関係法令等に基づく事業内容を修得させ、適切な指導監督を行うことの出る職員を養成する。 (参考：研修定員) 生活保護担当 100名 社会福祉・老人福祉・有料老人ホーム指導担当 150名 社会福祉法人・児童福祉施設・障害者福祉施設担当 100名 障害者福祉担当 100名 老人福祉指導担当 100名
評価	(1)必要性	〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性、官民の役割分担、緊要性の有無〕 社会福祉法人、施設等に対する指導監督については、措置から契約制度への移行、福祉サービスへの民間参入が進むなかで、利用者に適切なサービスを提供するために益々重要になってきており、適切な指導監督を行うためには、担当職員の研修が必要不可欠である。 また、本研修は、行政担当者として必要な知識を修得するためのものであるため、行政内部において積極的に推進する必要がある。
	(2)有効性	〔これまでに達成された効果、今後見込まれる効果、効果の発現が見込まれる時期〕 本研修を受けた者は、指導監督に必要な知識・技術を修得し、各法人・施設に対し不適切な経理処理の防止や入所者の処遇の改善など適切な指導を行うことに効果的である。 また、受講生は各現場にて従事する者であり、受講後、すぐに現場において活躍することが考えられ、即効性を有する。
	(3)効率性	〔手段の適正性〕 各行政機関でそれぞれ研修を行うに比し、統一的に実施する方が効率的である。 また、国が本研修を行うことにより、地域の実情に配慮しつつ、全国統一的な指導実務の知識を修得することが出来る。
	(4)その他	全国統一的なサービス水準の向上及び維持が見込まれる。
関連事務事業	なし	
特記事項	なし	
主管課及び関係課	(主管課) 国立保健医療科学院(仮称) (関係課) 大臣官房厚生科学課 社会・援護局福祉基盤課課福祉人材確保対策室	